

授業料免除制度

三重大学では、次に掲げる「免除対象者」の何れかに該当する場合、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の〈全額〉又は〈半額〉を免除されることがあります。

授業料免除希望者は、この申請要領に基づき、申請に必要な書類等を整備し、必ず所定の期限までに《学務部 学生サービスチーム ②番窓口》に申請してください。

なお、授業料免除許容総額には上限がありますので、「全額免除有資格者」及び「半額免除有資格者」の全員が必ずしも免除されるとは限りません。

1. 免除対象者について

審査基準（成績及び家計困窮度）に基づき、次に該当する者を「授業料免除申請対象者」とします。

（１）経済的理由による場合

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（２）特別な事情による場合

授業料の納期前の６ヶ月以内に、

（例：平成２１年度前期分 平成２０年１０月～２１年３月）

① 学資負担者が死亡した場合。

② 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。

2. 説明会・申請手続き等の掲示について

授業料免除に関するお知らせは、全て掲示で行います。また、三重大学ＨＰ内の「在学生の方」ページにも掲載します。授業料免除を申請する方は、よく確認してください。

各学部の掲示板に掲示するほか学務部、共通教育校舎、翠陵会館に掲示します。

3. 申請書類の配付及び申請受付期間・提出先について

（１）期間

① 前期分：平成２１年１月末から３月上旬の予定

② 後期分：平成２１年７月上旬から９月上旬の予定

（２）提出先

学務部 学生サービスチーム ②番窓口（授業料免除担当）

電話 ０５９－２３１－９６７８ FAX ０５９－２３１－９０５８

なお、審査手続・選考の公平さにより郵送・代理申請・書類の不備・申請期間外は一切受理しないので、特に留意してください。

4. 免除決定の連絡及び授業料納付について

「免除決定通知書」は《学務部 学生サービスチーム ②番窓口》にて、申請者に直接交付します。

免除が決定されるまでは、授業料を納入しないでください。

授業料は一旦納入されますと、絶対に返還されませんので注意してください。